

鳥取県ファミリーワーケーションプログラム造成事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出(事業開始の20日前まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着(交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始※この補助金においては 着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了※この補助金においては 完了届の提出は必要ありません。

※事業完了は、事業実施後支払が全て終了しているか、支払が全て終わり成果物が納入された時点となります。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

※補助事業の完了又は中止もしくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日までに提出してください。

◎補助金の支払

提出された実績報告書及び領収書等証拠書類を審査し、補助金額を確定の上、通知を行うとともに、精算払の場合は指定された口座に振り込みます。
なお、代表者以外の名義の口座への振込を希望される場合には、委任状を提出してください。

資料提出・問い合わせ先 交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
電話:0857-26-7128 E-mail:jinkouseisaku@pref.tottori.lg.jp